

しちのへ 農業委員会 だより

2016年(H28)4月発行

発行 七戸町農業委員会
所在 七戸町字森ノ上131番地4
電話 68-2967(直通)
FAX 68-2486
発行部数 5,500部

機構から農地を借り入れ、集積集約・生産性向上を！

自分で耕作できない農地は、機構へ貸付けを！

農地中間管理機構(あおもり農林業支援センター)では、農地の貸し借りをを行い、規模拡大と担い手が作業しやすい農地環境づくりを進める農地中間管理事業を実施しています。この事業では、農地の受け手・出し手、さらに地域がメリットを受けることができます。窓口は、市町村農政担当課又は農業委員会です。お気軽にご相談ください。



●規模縮小農家が
●離農農家が

所有する農地

機構へ
貸付け

青森県農地中間管理機構

公益社団法人
あおもり農林業
支援センター

機構から
借入れ

担い手農家



青森県農地中間管理機構

公益社団法人あおもり農林業支援センター

〒030-0801 青森市新町2-4-1

TEL (017)773-3131 FAX (017)734-1738

農地中間管理事業のメリット

相対だと不安もあるけど、公的機関の 機構との契約なので安心！

手放すのは
ちょっとブア



農地を貸す方や地域



- 機構(支援センター)が賃借料を回収しますので、手間がかかりません。
- 契約期間が終わったら、農地は確実に戻ります。
- 「特例付加年金」の受給ができます。

作付けしない農地は、
機構にお貸しください！

耕作をやめたいと考えている方、
機構にご相談を！

機構に任せて安心・納得!! 4つの約束!

- その① ▶ お借りした農地は、公表された**受け手に貸し付けます。**
(※ルールに基づいて転貸し、任意の相手に貸せる場合もあります。)
- その② ▶ 公的機関なので、**借受け中の賃料は確実に振り込まれます。**
- その③ ▶ 万が一受け手から農地が返されても、**機構が新しい受け手を探します。**
- その④ ▶ 貸付期間が終了すれば、**すぐに農地が返ってきます。**
(契約の自動更新はありません。)

さらに要件を満たせば、**協力金が交付されます。**

農地を借りる方(受け手)がいない時など、機構が農地を借り受けできないことがあります。

農地を借りる方

機構との契約で、賃料の支払いも
口座振替で楽ができ助かります!

- 賃料の支払いに口座振替を利用でき、手間がかかりません。
 - 地主(出し手)が複数いる場合でも、契約は機構とだけで済みます。
 - 機構がまとめた農地(受け手の要望に応じて簡易な基盤整備をする場合もある)を貸し付けるので、農作業の効率化によるコストダウンが可能です。
- 貸す方と借りる方の合意があれば、賃料を農産物の受け渡し(物納)とすることも可能です

要件を満たせば市町村から 協力金が交付されます!

(経営転換協力金)

1 機構に農地を貸し付けてリタイア、又は経営部門を廃止する場合※

面積に応じて：**30万**、**50万**、**70万円/戸**

※経営部門の廃止：土地利用型作物(コメなど)と果樹、露地野菜の3部門で経営している農家が土地利用型作物をやめる場合など。

(耕作者集積協力金)

2 機構に2筆以上のまとまった農地や担い手の隣接農地などを貸し付ける場合

10アールあたり **1万円**

(※平成28年、29年の単価)



農業者年金受給者のみなさんへ

現況届は忘れずに。

現況届は、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年6月に確認するものです。

現況届を提出しないと、提出されるまで年金が差し止められることになります。

現況届の用紙は毎年5月末に農業者年金基金から受給者に送られます。

必ず期限（6月1日から6月30日まで）内に農業委員会へ提出してください。

経営移譲年金や特別附加年金を受給している方については、農地の移動や農業経営に関する各種の名義が後継者などにきちんと変更されているかを農業委員会で確認することになっています。

受給者の住所変更や死亡の際は速やかに届け出ましょう。

引越などにより住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、農業委員会又はJAに相談してください。

受給者が死亡した場合は、遺族が速やかに死亡届をJAに提出してください。

死亡届が遅れると過払いとなった年金の返納が必要となることがあります。

農業者年金が減額になる場合があります（要注意）

後継者に経営移譲された方は、

農地の貸借相手先の変更や農地の転用など、農地の移動の予定があるときは、必ず事前に農業委員会又は、JAに相談しましょう。

《減額になる場合（例）》

- 1 農業経営を再開した場合
- 2 後継者に貸していた農地が返還され、適切な対応をしなかった場合
- 3 返還された（2）を農地以外に転用した場合
- 4 返還された農地（2）が遊休農地となり、農業委員会の指導を受けた場合



各種申請書の受付締切日

農業委員会では各種申請に係る受付締切日を次のとおり設定しております。

◎農地法第3条申請、農用地利用集積計画書、競売（公売）買受適格証明願

・農地を売買・貸借する場合、競売・公売の入札に参加する場合

◎農地法第4条、第5条申請

・農地を農地以外の目的として利用する場合

毎月20日受付締切（但し役場閉庁日の場合は翌開庁日）・翌月10日前後総会

◇相続等によって農地の権利を

取得したときは？

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届出なければなりません。

届出を要する方

農地法の許可を要せず農地の権利を取得した場合（所有権、地上権賃借権など）

届出の時期

権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内



全国農業新聞を購読してみませんか

☆毎週金曜日発行 B3版8~10頁

☆購読料：月700円、年間8,400円 [送料込]

◆全国農業新聞とは・・・

農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌で、農業者のみなさまに高い評価を受けています。

「週刊」の時間を活かし、情報がわかりやすいよう解説されています。

また、多くの読者のみなさまに満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

◆購読するには・・・

全国農業新聞は、お住まいの地域の農業委員会事務局で購読申込みを受け付けています。

気軽にお申し込みください。

また、お支払いは、口座引落が便利です。

☆編集後記☆

TPP大筋合意に伴い、ますます農業の情勢は厳しくなると推測されますが、政府も補正予算や平成28年度予算で対策をしているものの十分だとは思われません。

われわれ農業委員は、農家の不安や不満への相談相手となりながらも、国・県へのパイプ役となり、速やかで的確な対応が求められています。

そのためにも、国における農業情勢を的確に入手して、いち早く農家の皆様方に最新の情報をお届けできるように努力したいと思います。

☆編集委員長

氣田 勉

☆編集副委員長

上原子 由起子

☆編集委員

寺澤 良子

天間 俊一

高田 武志